

# 櫛田川の放置船舶・放置栈橋を撤去しました

令和4年12月16日（金）、櫛田川の放置船舶1隻〔物件①〕・放置栈橋1基〔物件②〕（どちらも所有者不明）を撤去（簡易代執行）しました。撤去した物件は、三重河川国道事務所櫛田川出張所敷地で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。なお、保管物件の一覧は三重河川国道事務所において閲覧できます。（TEL.059-229-2218）



対象船舶及び栈橋は、所有者不明で放置されたままの状態となっており、洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート、護岸等）や橋脚に損傷を及ぼすおそれがあることから、地域の安全を確保するため、今回撤去を実施しました。

三重河川国道事務所では引き続き不法係留船対策を推進していきます。